

4 機構公共工事入札監視委員会連絡会議設置要項

令和 2 年 3 月 3 1 日

(目的)

第 1 条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構、大学共同利用機関法人自然科学研究機構、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「連携機構」という。）は、「4 機構公共工事入札監視委員会の設置に係る協定書（令和 2 年 3 月 3 1 日）」に規定する 4 機構公共工事入札監視委員会（以下「委員会」という。）を円滑に行うため、4 機構公共工事入札監視委員会連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 連絡会議は、連携機構の各長がそれぞれ推薦する施設担当職員をもって組織する。

(幹事機関)

第 3 条 連絡会議に幹事機関を置き、委員会の庶務担当をもって充てる。

(構成員以外の出席)

第 4 条 連絡会議は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(連絡会議の開催)

第 5 条 幹事機関は、必要に応じて連絡会議を開催する。

(事務)

第 6 条 連絡会議の事務は、幹事機関において処理する。

(雑則)

第 7 条 この設置要項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この設置要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 3 機構公共工事入札監視委員会連絡会議設置要項（平成 3 0 年 3 月 3 0 日制定）は、令和 2 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。